

第5回室蘭市子ども・子育て会議会議録

日時 平成26年12月1日(月)午後6時~午後6時45分

場所 室蘭市役所議会第1会議室

出席委員 14名

澤田(乃)委員 余語委員 岩本委員 小笠原委員 吉田委員 伊藤委員 澤田(光)委員
西條委員 小倉委員 清水委員 山田委員 日西委員 小鷹委員 荒木委員

出席職員 10名

國枝保健福祉部長 中澤子ども・子育て新制度準備室長 佐竹主査 木下主任 高橋主任
弘瀬子育て支援課長 星(次世代・母子児童相談)主幹 清水健康推進課長
北川青少年課長 山下主査

傍聴者 なし

会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
- 3 その他
 - (1) パブリックコメントの実施について
 - (2) 今後の策定スケジュールについて
 - (3) 平成27年度 保育所(園)の申し込みについて
- 4 閉会

配布資料

室蘭市子ども・子育て会議委員名簿	
室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)	… 資料1
就学前児童数の状況について	… 資料1 参考資料
「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)」への意見募集について	… 資料2
「室蘭市子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュール	… 資料3
平成27年度 保育所(園)申し込み案内(平成27年4月入所用)	… 資料4

事務局 皆様、おばんでございます。本日はお忙しいところ、また天候の悪い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より、第5回室蘭市子ども・子育て会議を開催いたします。

議事に入ります前に、本会議を構成しております委員のうち、1名の方につきまして、交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

連合北海道室蘭地区連合会の日西和広様でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、新たに就任されました日西委員様には、会議開始前に委嘱状を交付してございます。

それでは、これより議事に入りたいと思いますので、会議の進行を会長、よろしくよろしくお願いいたします。

会 長 改めまして、皆さんこんばんは。日中のお仕事等でお疲れのところ、さらに本日は天候に恵まれない中、皆さんに足をお運び賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、これより会議を進めてまいりたいと思います。

委員の出欠について、事務局より報告をお願いします。

事務局 本日は、小椋三千子委員、澤田宏美委員が所用のため欠席となっております。委員総数16名中14名が出席してございますので、子ども・子育て会議条例第6条第2項に規定されている会議開催の要件を満たしておりますことをご報告いたします。

また、本日は「支援事業計画の素案」について議題がありますので、こちらに関する課の職員が事務局として出席してございます。以上です。

会 長 それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、(1)「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料1「室蘭市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について、ご説明いたします。

子ども・子育て支援法におきまして、市町村は、子ども・子育て支援の給付と地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行うことが責務とされてございまして、事業の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

また、計画で定める事項につきましては、事業の提供区域や教育・保育の量の見込みとその確保の内容、実施時期、教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容などとなっております。

前回8月の第4回子ども・子育て会議では、事業計画の策定方針と骨子案として全体で6章にわたる計画の章立ての概要、教育・保育施設の提供区域について市内全域を1区域とすることの考え方、児童数の推移と今後の見通し、さらに提供する各サービス量の今後の見込みとその確保の方策などを議論していただいております。今回に

つきましては、事業計画をより具体化して完成イメージに近い形の素案として、お示ししているところであります。

なお、前回の内容のうち、児童数の今後の見通しにつきまして、直近のデータとして、平成26年の各歳児別の人数を実績値として反映させたところ、前回に比べて平成26年の児童数が若干減少しております。このため、今後の児童数の見込みやサービスの量の見込みなどについても減少しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、前回の会議でご指摘のありました就学前児童の地域別人数のデータにつきまして、「資料1参考資料」のとおり、「認可保育所における入所児童の居住地区」と「平成26年度町別児童数」の状況をまとめていますので、参考としていただきたいと思います。

簡単に表1の「認可保育所における入所児童の居住地区」の見方を説明いたしますと、横が保育所ごとの児童数、縦が地区ごとの児童数となっております。例えば、祝津保育所では入所者51人中48人、94.1%が祝津地区の児童となっております。また、祝津地区の保育所入所児童につきまして、全部で90人おまして、祝津保育所に48人、常盤保育所に34人などとなっております。祝津地区の児童90人のうち、祝津保育所に入所している児童の割合は、53.3%となっております。

それでは、資料1に沿って素案の概要を説明させていただきます。

はじめに、1枚めくっていただいて「目次」でございますが、本事業計画の内容を5つの章立てとしております。前回の会議でお示した章立てにつきましては、全部で6章の構成としておりましたけれども、今回の素案では全部で5章としているところであります。

前回につきましては、第5章として「子ども・子育て支援関連施策の推進」というのを入れておりましたけれども、この部分につきましては、今回、第3章に統合してございますことから、全部で5章の章立てとなっております。なお、掲載内容につきましては、前回と同様の内容となっております。

第5章の後ろには、資料編として、前年度実施したアンケート調査の結果や策定までの経緯、参考となる資料などを掲載したいと考えております。

1ページから第1章となります。第1章では「計画策定にあたって」として、1ページ・2ページに計画策定の背景と趣旨、計画の期間を5年間とすること、計画の位置づけ、室蘭市子ども・子育て会議を中心とする計画の策定体制を記載してございます。

第2章は「室蘭市の現状」として、3ページから15ページまで記載しております。3ページから8ページまでは、本市の人口動態など、これまでの推移と今後の見込みなどを記載しております。今後の見通しといたしましては、引き続き、人口の減少と少子高齢化が進む内容となっております。9ページから13ページまでは、幼稚園や保育所の利用状況の推移と、主な子育て支援施策の現状を記載しております。

14ページ・15ページは、今後の課題として、「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実」、「家庭・地域の子育て支援の充実」について、3点挙げております。

第3章は「計画の基本的な考え方」として、16ページから24ページまで記載しております。第3章では、「基本理念」、「基本的視点」、「基本目標」、この3つの体系立てを行い、体系に沿った主な取り組み内容を明示しています。基本理念といたしましては、事務局案としまして、「つながりと支え合いで子どもを育み、笑顔があふれるまち むろらん」としてございます。この基本理念の考え方といたしましては、子育て支援に関しまして、これまでは教育・保育施設を中心とした行政サービスが中心となっておりますけれども、これからも当然、行政サービスについての充実が必要となりますが、多種・多様な市民ニーズに応えていくためには、行政ばかりではなく、地域や民間の力を活かした子どもや子育てに関わる全体的なつながり、取り組みが重要となると考えております。

例えば、臨時的に保育が必要なときに、地域の方が子どもを預かるファミリー・サポート・センター事業に関しましては、市民の理解と協力が得られなければ実現しませんし、企業におきましては、仕事と子育ての両立を意識した企業活動の推進が図れるような環境と機運をさらに向上させていく必要があります。

地域全体で子育て環境の向上を図るとの観点から、基本理念を「つながりと支え合いで子どもを育み、笑顔があふれるまち むろらん」とさせていただいております。

19ページに施策の体系をまとめてございます。基本理念のもとに基本的視点として、「すべての子どもが健やかに成長していく社会の形成」、「子育てに喜びや生きがいを感じられる社会の形成」、「すべての人が子育てを理解し支え合う社会の形成」の3つを挙げてございます。その基本的視点のもとに5つの基本目標、さらに基本目標に沿った、全部で13の施策の柱を設定しております。

20ページから24ページまでは、13の施策の柱に沿った主な取り組み59事業と、その取り組みの概要を記載してございます。具体的な取り組みを記載することで、子育て支援の推進の方向性と、充実に向けた考え方を明記してございます。

25ページからの第4章になりますが、「提供区域の設定及び量の見込みと提供体制の確保等」を記載してございます。(1)の教育・保育の提供区域では、幼稚園ではスクールバスを利用して市内全域からの通園が可能であること、保育所では保護者の送り迎えと通勤先との関係から、必ずしも居住地域の教育・保育施設を利用するとは限らないという実態もありますことから、市内全体を1区域として設定してございます。

26ページの(2)「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」では、放課後児童クラブなどの放課後児童健全育成事業については、小学校ごとに実施している実態から小学校区とし、利用者支援に関する事業など、その他の事業につきましては、現状に合わせて市内全域を提供区域としてございます。

27ページから42ページまでは、「量の見込みと提供体制の確保策」を記載してございます。(1)の「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策」では、1号認定、幼稚園を利用する児童についてですが、表の「必要利用定員総数」が幼稚園を希望する児童数の見込みでありまして、「確保の内容」が幼稚園の受け入れ可能な「定員」を表しています。今後につきましても、幼稚園利用者の減少が見込まれますが、一方で幼稚園が認定こども園として保育の必要な子ども、2号認定・3号認定

ですけれども、これを受け入れる意向があることから、施設として1号認定の定員は減少していきますが、今後も希望者全員の受け入れが可能であることを示しています。

から つきましては、保育を必要とする児童数の見込み「必要利用定員総数」と、受け入れ可能な子どもの人数「確保の内容」、定員を2号認定と3号認定を別に、2号認定は に、さらに3号認定については、0歳と1・2歳児とを別に と にまとめています。今後も児童数は減少していきますが、これまでの推移から保育を必要とする児童の割合は増加傾向にあり、前年と同程度の利用が見込まれることから、同数としております。確保の内容につきましては、今後、幼稚園では認定こども園に移行して、保育の必要な児童の受け入れを行うという意向がありますことから、平成28年度と平成29年度にその分を見込んでいるため、供給量が大幅に増えております。

の平成27年度におきましては、定員総数が28人不足してございますけれども、2号認定・3号認定全体では、必要利用定員総数が895人に対しまして、確保の内容が925人となりますので、全体の中で対応が可能となっております。

29ページから42ページまでは、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保策」といたしまして、 から までの事業の量の見込みと確保について記載してございます。

は利用者支援事業として、保護者からの相談業務や子育て情報の提供、地域との連携や支援を通じて、子育て全般をサポートする人材を配置する事業であります。新たに、平成27年度から実施する予定です。

の地域子育て支援拠点事業につきましては、現在、子育て相談ふれあいセンター、子育て支援センター「らんらん」、つどいの広場「サンキッズ」の3カ所で開催している事業であります。利用者の見込みにつきましては、サンキッズを開設して3カ所となった平成23年度以降の利用率から推計しております。今後も3カ所で開催する予定となっております。

の妊婦健康診査事業は、妊婦全員を対象として、出生数の見込みを記載しております。継続の事業となります。

の乳児家庭全戸訪問事業につきましても、出生数の見込みを記載しております。継続の事業となります。

の養育支援訪問事業につきましては、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援として、相談や育児・家事援助を行う事業でありますけれども、利用者が増加していることから、利用率の高い平成25年度の実績を踏まえまして、今後も同様の利用率で推移することを見込んだ件数としております。継続の事業となります。

の子育て短期支援事業では、保護者の都合により養育が困難となった場合に、一時的に子どもを預かる事業で、現在、児童養護施設わかすぎ学園で行っております。利用者数が大幅に減少していることから、量の見込みといたしましては、過去3年平均の利用率と今後の児童数全体の見込みから算出しております。継続の事業となります。

の子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業についてであります。アンケート調査の結果から量の見込みを推計しておりますが、まだ市内で

は馴染みのない事業となっておりますことから、実際のニーズ量、事業の内容・方法、支援していただける人材の確保など、様々な観点からの検討を行ったうえで、計画期間内での実施を目指していく考えでございます。

の一時預かり事業につきましては、現在、幼稚園における園の終了後の一時預かり、保育所における入所児童以外に対する臨時的な預かり事業に関するものであります。幼稚園では、実施する園が平成25年度から全園11園となっておりますので、平成25年度の実績から今後の児童数を勘案して、量を見込んでおります。保育所の一時預かりでは、利用者が年々増加しておりますので、平成25年度の利用率を用いて、今後の児童数は減少しますが、利用率は上昇するという見通しから、平成27年度以降の見込みの数を同数としております。

の時間外保育事業についてですが、保育所における18時30分までの通常の保育時間を延長して19時30分まで保育を行う事業でありまして、全保育所で実施しております。過去5年間の利用実績を踏まえまして、今後の量を見込んでおります。

の病児・病後児保育事業につきましては、病気のお子さんを一時的に預かる事業でございます。3カ所の保育所で実施しております。年々利用者が増加しております。平成25年度の利用率から今後の利用量を見込んでございます。

の放課後児童健全育成事業、児童クラブなどについてであります。小学校区ごとに記載しております。また、今後の学校統合を踏まえた内容としております。一般的に登録児童数が年々増加しておりますことから、平成25年度の利用率から、平成27年度の見込み量を算出しまして、平成28年度以降は子どもの数は減少しますが、利用率の上昇が見込まれるため、利用者数は同一の人数としております。

の実費徴収に係る補足給付を行う事業についてであります。教育・保育施設において支払うべき日用品費や教材費などの実費徴収分の全部または一部を助成する事業となっております。生活保護世帯や市民税非課税世帯が対象となる見込みです。今後の国の動向や方針に沿って、実施を検討してまいりたいと思っております。

43ページから45ページまでは、「教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」といたしまして、認定こども園の普及に関すること、教育・保育施設の質の向上に関すること、産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保について記載しております。

46ページから最後の49ページまでは、第5章「計画の推進にあたって」といたしまして、本計画の進捗管理について、定期的に市として庁内で点検を行い、子ども・子育て会議で協議していただきながら、業務の見直しを含めて計画の着実な推進を図ること、また、計画の推進体制につきましては、関係機関や施設、企業、地域などと連携を図りながら、協働で子育て支援を推進することとしております。

最期に48ページ・49ページにつきましては、「子育て応援プラン」について記載しております。「子育て応援プラン」につきましては、室蘭市の転出超過の現状を踏まえ、その対応といたしまして、市民からの意見・要望を参考としながら、子育て世代の定住化に向けた室蘭市独自の施策として、今年度から実施しているものでございます。現在、「子育て応援プラン2014」として、(2)に掲載しているような事業を実施しております。「子育て応援プラン」につきましては、年度ごとに見直しや検討を加えながら進めていく性格でございますことから、5年間を計画期間とする事

事務局 資料3「室蘭市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」について、ご説明いたします。

室蘭市子ども・子育て会議におきましては、昨年12月の第1回目の会議から、これまで4回開催してございまして、1回目から3回目までは、アンケート調査の実施に関することとその結果について、ご審議していただいたところであります。

前回、4回目の会議におきまして、計画の骨子案を提示させていただき、今回はより具体的な素案を提示させていただいております。

今後の予定といたしましては、今月開催の平成26年第4回市議会定例会に、今回お示した事業計画の素案を報告いたしまして、さらに先ほど説明いたしましたけれども、1月から2月にかけて一般向けのパブリックコメントを実施して、意見募集をすることになります。

最終的には、来年2月に開催予定の第6回子ども・子育て会議で最終案を提示させていただき、再度、ご意見をいただきたいと考えてございます。

また、市議会に対しましては、来年3月開催の市議会定例会で最終案を報告いたしまして、平成27年度から計画に基づく事業を進めていくことになります。

資料3の説明は、以上でございます。

会 長 只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

質問・意見等なし

会 長 それでは、質問がないようですので、次に移らせていただきます。

(3)平成27年度 保育所(園)の申し込みについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4「平成27年度 保育所(園)申し込み案内」についてであります。子ども・子育て支援新制度のスタートに伴いまして、保育所を利用する際の手続きなどが一部変わることから、保護者に配布する予定の申し込みの案内に沿って、ポイントとなる点について、ご説明いたします。

なお、幼稚園に関しましては、新制度に移行しないため、認定手続きをする必要はございません。これまでどおりとなります。

保育所を利用するためには、就労など保護者が、2ページに記載してありますが、いずれかの事由に該当した上で、保育の必要性の認定を受けることが必要となります。認定を受けるためには、新たに市に保育の必要性に応じた支給認定の申請が必要となりますけれども、保育所への利用の申し込みと同時に、この手続きを行うことができます。

1ページの支給認定区分の種類のうち、対象となるのは黒枠の2号認定・3号認定となります。保育の必要量の認定にあたりましては、保護者の1ヵ月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として「保育標準時間」、120時間未満であれば原則として「保育短時間」の認定となりますが、「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育所の利用できる時間が異なっております。

考え方といたしましては、1ヵ月当たりの就労時間が120時間未満の場合であっても、保育短時間認定に係る利用時間帯を超える利用が見込まれる場合には、保育標準時間認定といたします。

例えば、1ヵ月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が通常の保育時間、8時30分から16時30分ですが、これを超える場合、また、就労時間が通常保育時間、8時30分から16時30分に満たない場合であっても、通勤時間等によりまして、保育時間を超える場合につきましては、保育標準時間の認定となるということでありませう。

2号認定・3号認定のそれぞれの認定が必要なこと、保育標準時間と保育短時間の区分の認定が必要なことが、新制度で新たに加わっております。

2ページの保育を必要とする事由についてでありますけれども、表に示してありますように、保護者について次のいずれかに該当することが必要となっております。また、同一生計の祖父母、65歳未満についても、保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要となっております。内容は、これまでと同様となっております。

2ページの下から3ページの上にかけては、延長保育など、現在、保育所で行っております事業内容を記載しております。

3ページ中ほどから4ページにかけては、利用申請の手続きについて記載しております。支給認定申請につきましては、室蘭市に住民登録している保育所の利用を希望する児童全員の申請が必要となります。すでに保育所に通われている在園児も申請が必要となります。

認定の有効期間ですが、原則3年間としまして、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日までが、認定の期間となります。なお、保育の必要性の事由によりまして、認定の有効期限は異なっております。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。

3歳児クラスに進級するため3号認定から2号認定へ変更となる場合、就労から出産へ認定の事由が変わる場合、就労時間の変更により保育の必要量が変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要となります。

現況届につきましては、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえまして、1年に1回を基本に提出していただくこととなっております。

受付期間と申請手続きについてですが、受付期間は、新規の方は平成27年1月から、継続の方は今月から随時受け付けいたします。申請ですが、支給認定等申請書のほかに、ご家庭によって保育を必要とする事由が異なることから、証明する書類が異なっております。

5ページの利用料金についてですが、所得に応じた負担として、国が定めた水準を上限に市が決定することになります。具体的な保育料・その他の利用者負担については検討中ではありますが、現在の保育料の水準をベースに設定する予定となっております。

所得の区分につきましては、世帯の市民税額をもとに決定することとなり、保育所の利用者負担を決定する税額は、所得税額から市民税額に変更となります。また、保育短時間は、保育標準時間の利用料から1.7%程度の減額を基本とした設定となります。

また、保育料の基準が市民税額となることで、毎月の保育料は9月に決定することとなりまして、クラス年齢、世帯の市民税の合計額に基づき算定されます。新規入園した年につきましては、4月に前年度市民税額により保育料を決定し、9月に当該年度の市民税額により保育料を見直し、翌年の8月までその料金となります。継続利用児童の保育料の決定時期につきましては、毎年9月となりますが、平成27年度のみ4月に現在の所得税額による算定から市民税額による算定に変更し、9月に平成27年度の市民税額により保育料を見直しすることになります。

2人以上のお子さんがある場合の保育料の軽減につきましては、現行と同じとなります。小学校就学前までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所を利用している場合、保育料は第2子については半額、第3子以降については無料となります。

6ページにつきましては、保育所が決まってからの入所後の諸注意などについて記載してございます。

資料4の説明は、以上でございます。

会 長 只今の説明につきまして、質問・ご意見等はございませんでしょうか。

委 員 所得税から市民税に変更となっているが、利用者にとって良くなるのか、悪くなるのか。

事務局 現在、保育料につきましては、基本的には世帯の所得税額を基準とした保育料設定となっておりまして、それが新たに市民税額に変更となります。国の基準額の設定が、所得税額と市民税額で同じになるような設定となっておりますので、室蘭市におきましても、同じように現在の保育料と今後の保育料が変わらないような、所得税から市民税への税額に対応した階層の変更をしたいと考えております。基本的には、変わらないような設定にしたいと思っておりますが、場合によっては変わる可能性があります。

どうして市民税になったかと言いますと、現在、幼稚園の就園奨励費というのがありますが、その就園奨励費を市民税で設定しております。保育料に相当する部分を市で補助しているわけですが、その設定が市民税であるため、保育所は所得税が基本となっていました。今回、幼稚園と保育所を合わせた新制度の観点から、保育所についても市民税を基準とするということで変更となりました。

市といたしましては、基本的には、今までと料金が変わらないように設定していきたいと考えているところでございます。

会 長 その他には。

委 員 有効期限についてですが、就労状況や就労から出産へと認定事由が変わる場合に変更の申請が必要となりますが、その場合、有効期限はどの段階で変わるのか。

事務局 基本的には、保育所を利用する理由が変わる場合、その理由が変わる日付がはっきりしているのであれば、その日まで前の基準で通うこととなりますし、その日付以降、

その理由が変わった時点で新たな基準になりますので、その時々理由によって日付が変わってくるようになります。

必ずしも申請の日と認定の日が一致するとは限りませんので、後々、そういった事務処理をしなければならないということがありますけれども、保護者に不便のないような手続きにしたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。その他には、よろしいでしょうか。
それでは、質問がないようですので、(3)については、これで終了いたします。
その他について、事務局より他に何かございますか。

事務局 ありません。

会 長 委員の皆様の方から、他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは他に質問等がないようですので、これで本日の会議を終了したいと思います。
この後は、進行を事務局にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 会長、どうもありがとうございました。
次回の会議につきましては、先ほどご説明しましたパブリックコメントの実施後、支援事業計画の最終案ができる頃を予定しております。時期は、2月下旬ごろの開催を予定しております。会議の日程が決まりましたら、委員の皆様方には早めにご連絡しまして、資料を事前に送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
本日は、ご出席いただきましてありがとうございました。